

中国本部委員会運営要領

平成 27 年 3 月 28 日 中国本部役員会制定

(目的)

第 1 条 本要領は、「中国本部の運営における個別事項に関する手引き」第 5 条第 3 項に基づき設置される中国本部委員会（以下、「委員会」という）の運営についての詳細な事項について定める。

(委員の追加委嘱)

第 2 条 委員長は、委員会活動の活性化のため必要と判断した場合、本部長と協議して新たな委員を人選し、本部長が役員会の承認を得て、定数の範囲内において新たな委員を委嘱することができる。

- 2 前項の規定により新たに委嘱された委員の任期満了日は、他の委員と同様の日とする。

(兼任の禁止、制限)

第 3 条 委員長は、他の委員会の委員長を兼任することはできない。

- 2 委員が他の委員会の委員を兼任する場合、兼任する委員会の総数は 3 を限度とする。

(委員以外の出席)

第 4 条 委員長が委員会での審議上必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(統括本部実行委員会との連携)

第 5 条 委員会は、「中国本部の運営における個別事項に関する手引き」（別記表 2）に定める所掌事項が対応する統括本部実行委員会と密接な連携を図るため、委員の中から 1 名人選し、役員会の承認を得て、本部長から統括本部実行委員会に委員を推薦することができる。

- 2 統括本部実行委員会への参加は、Web 会議システムによる参加を基本とするが、事務局会議がその必要性を認めた場合、年 1 回程度は旅費が支給されることができる。

(広報)

第 6 条 委員会は、議事録を作成し、中国本部の会報又はホームページにて会員に公開する。

- 2 委員会が各種行事を開催した場合、開催結果について中国本部の会報又はホームページにて会員に広報する。

(本要領の改廃)

第 7 条 本要領を改廃する場合は、企画総務委員会が役員会に付議し、役員会の決議によるものとし、その結果は総務委員会に報告する。

附則（平成 27 年 3 月 28 日）

この要領は、平成 27 年 3 月 28 日から施行する。

参考 「地域組織の設置運営に関する規則」
第 11 条（地域委員会）及び第 11 条の 2（委員会の運営）

（地域委員会）

- 第 11 条 地域組織の効率的な事業運営を図るため、役員会の決議により地域委員会（以下、「委員会」という。）を置くことができる。
- 2 委員会は、統括本部委員会と所掌事項上の対応を別に定める規則に示し、事業実施に当たっては密接な連携を図らねばならない。委員会の名称は、統括本部委員会との混同を避けるため、地域組織名を略さず称さねばならない。
 - 3 委員会の委員は、代表幹事が当該地域における正会員の中から役員会の了承を得て選任する。
 - 4 委員会を代表する委員長 1 名は、代表幹事が委員の中から役員会の了承を得て選任する。委員長は、委員会の会務を統括し、議長の任にあたる。
 - 5 委員長の再任は、同一委員会において通算して 3 期以内とする。
 - 6 委員会の委員の任期は地域役員と同様とし、再任を妨げない。また委員会の委員は、任期満了後も後任者が選任されるまでの間引き続きその職務を行わなければならない。

（委員会の運営）

- 第 11 条の 2 委員会の招集は、委員長が行う。
- 2 委員長は、必要に応じ委員の中から委員会の承認を得て副委員長及び委員会幹事若干名を置くことができる。副委員長及び委員会幹事は、委員長を補佐し、副委員長は委員長に事故あるときはこれを代行する。
 - 3 委員長は、委員会の承認を得て準会員の中から委員補佐をおくことができる。委員補佐は、委員会活動を補助するが、委員会の議決には加わらないものとする。
 - 4 委員長は、委員会活動における重要事項については、役員会の事前の了承を得なければならない。また、委員会の活動状況を役員会において適宜報告するものとする。
 - 5 委員長は、役員会の了承を得て、委員会の委員により構成される小委員会を置くことができる。
 - 6 委員会の議決は、委員の半数以上が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。欠席する委員は、他の委員を代理人として表決権を委任することができ、その場合の欠席委員は出席として扱う。